

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。小樽市の令和5年度決算では、実質赤字比率と連結実質赤字比率は算定の結果、比率自体が計上されないことになり、すべての指標で健全化基準をクリアすることができました。

○健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和4年度決算	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.72	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.72	30.00
実質公債費比率	4.7	4.0	25.0	35.0
将来負担比率	26.0	25.0	350.0	

○資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和4年度決算	令和5年度決算	経営健全化基準
港湾整備事業特別会計	—	—	20.0
水産物卸売市場事業特別会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
産業廃棄物等処分事業会計	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	

○用語説明

実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計等が負担する市債などの返済負担額の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率
早期健全化基準	健全化判断比率のどれか一つでもこの基準を上回ると財政健全化計画※1の策定・公表が義務づけられます。
財政再生基準	財政再生計画※2の策定・公表が義務づけられます。計画が総務大臣の同意を得られなければ、災害復旧事業債等を除き、市債の借入れができなくなります。
経営健全化基準	公営企業の早期健全化基準に相当するもので、この基準を上回ると、経営健全化計画※3の策定・公表が義務づけられます。

※1、※2、※3 これらの計画は、法律に基づいて策定するものであり、議会の議決を受けなければなりません。